

令和2年度 上田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度上田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	57,300 戸
(2) 年間総給水量	16,500,000 m ³
(3) 一日平均給水量	45,205 m ³
(4) 建設改良費	1,956,909 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,916,754 千円
第1項 営業収益	2,540,047 千円
第2項 営業外収益	376,707 千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,753,764 千円
第1項 営業費用	2,529,819 千円
第2項 営業外費用	213,945 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,759,028千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148,095千円、減債積立金112,987千円、過年度分損益勘定留保資金1,497,946千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	799,060 千円
第1項 企 業 債	591,100 千円
第2項 国 庫 補 助 金	34,100 千円
第3項 負 担 金	107,735 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	66,115 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,558,088 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,956,909 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	591,179 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
会計システム更新委託事業費	令和2年度から令和3年度まで	千円 30,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	591,100	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融 通条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものと する。ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還年限の短 縮若しくは借り換えができるものと する。
合 計	591,100	—	—	—

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係わる予算額に過不足を生じた場合におけるその経費のこれらの間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	423,326 千円
(2) 交際費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、85,513千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、22,991千円と定める。

令和2年2月21日提出

長野県上田市市長 土屋 陽 一

令和2年度 上田市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			2,916,754	
	1 営業収益		2,540,047	
		1 給 水 収 益	2,404,225	・水道料金
		2 受託工事収益	2,440	・下水道受託工事収益 ・配給水修理工事収益
		3 小水力発電 売電収益	13,000	・小水力発電売電収益
		4 下水道事務等 受託収益	112,572	・下水道使用料等徴収事務受託収益 ・兼務職員人件費負担金等
		5 その他営業収益	7,810	・開栓手数料 ・督促手数料等
	2 営業外収益		376,707	
		1 受取利息及び 配 当 金	902	・預金等利息
		2 加 入 金	23,573	・加入金
		3 他会計補助金	19,398	・一般会計からの補助金
		4 長期前受金戻入	329,149	・長期前受金戻入
		5 雑 収 益	3,685	・水道施設用地使用料等

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 水道事業費用			2,753,764		
	1 営業費用		2,529,819		
		1 原水及び浄水費	524,179	・取水及び浄水施設の維持管理に要する費用	
		2 配水及び給水費	188,676	・配水管及び給水管の維持管理に要する費用	
		3 量水器費	67,093	・量水器の維持に要する費用	
		4 受託工事費	5,772	・受託工事に要する費用	
		5 小水力発電費	1,373	・小水力発電に要する費用	
		6 営業費	180,794	・料金の徴収等の業務に要する費用	
		7 総係費	356,851	・事業経営全般に要する費用	
		8 減価償却費	1,153,624	・償却資産の減価償却費	
		9 資産減耗費	51,457	・固定資産等の除却費	
		2 営業外費用		213,945	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	129,945	・企業債の利息等	
		2 消費税及び地方消費税	80,000	・消費税及び地方消費税	
		3 雑支出	4,000	・水道料金調定減等	
	3 予備費		10,000		
	1 予備費		10,000		

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			799,060	
	1 企業債		591,100	
		1 水道事業債	591,100	建設改良費に充当する企業債
	2 国庫補助金		34,100	
		1 国庫補助金	34,100	建設改良費に充当する補助金
	3 負担金		107,735	
		1 工事負担金	70,065	県事業補償金等
		2 他会計負担金	37,670	消火栓設置負担金
	4 他会計補助金		66,115	
		1 他会計補助金	66,115	一般会計からの補助金
5 固定資産売却代金		10		
	1 固定資産売却代金	10	固定資産売却代金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 支 出			2,558,088	
	1 建設改良費		1,956,909	
		1 事 務 費	113,587	・建設改良事業に要する事務費
		2 建 設 費	808,854	・水道建設事業に要する費用
		3 改 良 費	998,176	・水道改良事業に要する費用
		4 営 業 設 備 費	36,292	・営業設備購入に要する費用
	2 企 業 債 還 金		591,179	
		1 企 業 債 償 還 金	591,179	・企業債の元金償還金
	3 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

令和2年度 上田市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度上田市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	53,400 件
(2) 年間総排水量	15,650,000 m ³
(3) 一日平均排水量	42,877 m ³
(4) 建設改良費	1,943,641 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	6,063,764 千円
第1項 営業収益	2,771,430 千円
第2項 営業外収益	3,292,334 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	5,262,938 千円
第1項 営業費用	4,415,836 千円
第2項 営業外費用	837,102 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,064,211千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,341千円、減債積立金 701,593千円、過年度分損益勘定留保資金 1,626,192千円及び現年度分損益勘定留保資金 683,085千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,166,007 千円
第1項 企 業 債	1,295,600 千円
第2項 国 庫 補 助 金	472,000 千円
第3項 受 益 者 負 担 金	43,652 千円
第4項 工 事 負 担 金	65,000 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	289,755 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	5,230,218 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,943,641 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,270,806 千円
第3項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5,771 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道排水設備設置資金融資利子補給事業費	令和2年度から令和7年度まで	千円 320
し尿前処理下水道投入施設等関連事業費 (南部終末処理場汚泥処理棟改築工事)	令和2年度から令和3年度まで	244,000
公共下水道処理場長寿命化事業費 (上田終末処理場長寿命化工事)	令和2年度から令和3年度まで	943,000
公共下水道処理場長寿命化事業費 (真田浄化センター長寿命化工事)	令和2年度から令和3年度まで	206,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 867,700	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融 通条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するもの とする。ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還年限の短 縮若しくは借り換えができるもの とする。
特定環境保全 公共下水道事業	427,900			
合 計	1,295,600	—	—	—

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係わる予算額に過不足を生じた場合におけるその経費のこれらの間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	191,006 千円
(2) 交際費	10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,532,305千円である。

令和2年2月21日提出

長野県上田市市長 土屋 陽一

令和2年度 上田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下 水 道 事 業 収 益			6,063,764	
	1 営 業 収 益		2,771,430	
		1 下 水 道 使 用 料	2,635,180	・下水道使用料
		2 他 会 計 補 助 金	135,923	・一般会計からの補助金(雨水分)
		3 その他営業収益	327	・督促手数料、延滞金等
	2 営 業 外 収 益		3,292,334	
		1 受 取 利 息 及 び 配 当 金	210	・預金利息
		2 他 会 計 補 助 金	2,106,627	・一般会計からの補助金
		3 長 期 前 受 金 戻 入	1,183,922	・長期前受金戻入
		4 そ の 他 雑 収 益	1,575	・不用品売却収益等

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 下 水 道 事 業 費 用			5,262,938		
	1 営 業 費 用		4,415,836		
		1 管 渠 費	171,373	・管渠、マンホールポンプの維持管理に要する費用	
		2 ポ ン プ 場 費	26,268	・ポンプ場の維持管理に要する費用	
		3 処 理 場 費	932,107	・処理場の維持管理に要する費用	
		4 水 質 規 制 費	3,516	・事業所排水の水質規制に要する費用	
		5 普 及 促 進 費	7,107	・水洗便所の普及促進に要する費用	
		6 業 務 費	96,464	・下水道使用料の徴収事務に要する費用	
		7 総 係 費	129,430	・事業経営全般に要する費用	
		8 減 価 償 却 費	2,984,681	・償却資産の減価償却費	
		9 資 産 減 耗 費	64,890	・固定資産の除却費	
		2 営 業 外 費 用		837,102	
			1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	725,185	・企業債の利息等
			2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	103,898	・消費税及び地方消費税
			3 そ の 他 雑 支 出	8,019	・下水道使用料調定減等
		3 予 備 費		10,000	
			1 予 備 費	10,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			2,166,007	
	1 企業債		1,295,600	
		1 下水道事業債	1,295,600	建設改良費に充当する企業債
	2 国庫補助金		472,000	
		1 国庫補助金	472,000	建設改良費に充当する補助金
	3 受益者負担金		43,652	
		1 受益者負担金	43,652	受益者負担金、受益者分担金
	4 工事負担金		65,000	
		1 工事負担金	65,000	建設改良工事負担金
	5 他会計補助金		289,755	
		1 他会計補助金	289,755	一般会計からの補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 支 出			5,230,218	
	1 建 設 改 良 費		1,943,641	
		1 建 設 改 良 事 務 費	100,951	・建設改良事業に要する事務費
		2 公 共 下 水 道 建 設 改 良 費	1,239,075	・公共下水道建設改良事業に 要する費用
		3 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 改 良 費	598,400	・特定環境保全公共下水道建 設改良事業に要する費用
		4 受 益 者 負 担 金 徴 収 費	2,604	・受益者負担金、分担金の徴収 事務に要する費用
		5 営 業 設 備 費	2,611	・営業設備購入に要する費用
	2 企 業 債 還 金		3,270,806	
		1 企 業 債 還 金	3,270,806	・企業債の元金償還金
	3 受 益 者 負 担 金 返 還 金		5,771	
		1 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5,771	・受益者負担金、分担金返還金
	4 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

令和2年度 上田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度上田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	9,500 件
(2) 年間総排水量	2,081,000 m ³
(3) 一日平均排水量	5,701 m ³
(4) 建設改良費	148,488 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 農業集落排水事業収益	1,462,926 千円
第1項 営業収益	479,023 千円
第2項 営業外収益	983,903 千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	1,340,594 千円
第1項 営業費用	1,160,463 千円
第2項 営業外費用	170,131 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 527,165千円は、減債積立金 119,974千円、過年度分損益勘定留保資金 407,191千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	436,198 千円
第1項 企 業 債	93,400 千円
第2項 国・県補助金	29,350 千円
第3項 工事負担金	17,750 千円
第4項 他会計補助金	295,698 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	963,363 千円
第1項 建設改良費	148,488 千円
第2項 企業債償還金	804,875 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業	93,400 <small>千円</small>	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融 通条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものと する。ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還年限の短 縮若しくは借り換えができるものと する。
合 計	93,400	—	—	—

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係わる予算額に過不足を生じた場合におけるその経費のこれらの間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	30,758 千円
(2) 交 際 費	5 千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、970,195千円である。

令和2年2月21日提出

長野県上田市長 土屋 陽一

令和2年度 上田市農業集落排水事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 農業集落排水事業収益			1,462,926	
	1 営業収益		479,023	
		1 農業集落排水使用料	415,312	・農業集落排水使用料
		2 他会計補助金	63,650	・一般会計からの補助金(雨水分)
		3 その他営業収益	61	・督促手数料
	2 営業外収益		983,903	
		1 受取利息及び配当金	93	・預金利息
		2 他会計補助金	610,847	・一般会計からの補助金
		3 長期前受金戻入	372,921	・長期前受金戻入
		4 その他雑収益	42	・農業集落排水使用料調定増等

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 農業集落排水事業費用			1,340,594		
	1 営業費用		1,160,463		
		1 管 渠 費	82,651	・管渠、マンホールポンプの維持管理に要する費用	
		2 処 理 場 費	329,308	・処理場の維持管理に要する費用	
		3 水 質 規 制 費	530	・事業所排水の水質規制に要する費用	
		4 普 及 促 進 費	7	・水洗便所の普及促進に要する費用	
		5 業 務 費	12,871	・農業集落排水使用料の徴収事務に要する費用	
		6 総 係 費	39,166	・事業経営全般に要する費用	
		7 減 価 償 却 費	688,831	・償却資産の減価償却費	
		8 資 産 減 耗 費	7,099	・固定資産の除却費	
		2 営業外費用		170,131	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費		144,921	・企業債の利息等
		2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		24,700	・消費税及び地方消費税
		3 そ の 他 雑 支 出		510	・農業集落排水使用料調定減
		3 予 備 費		10,000	
	1 予 備 費		10,000		

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			436,198	
	1 企業債		93,400	
		1 下水道事業債	93,400	・建設改良費に充当する企業債
	2 国・県補助金		29,350	
		1 国・県補助金	29,350	・建設改良費に充当する補助金
	3 工事負担金		17,750	
		1 工事負担金	17,750	・新規加入金
	4 他会計補助金		295,698	
1 他会計補助金		295,698	・一般会計からの補助金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			963,363	
	1 建設改良費		148,488	
		1 農業集落排水建設改良費	146,433	・農業集落排水建設改良事業に要する費用
		2 営業設備費	2,055	・営業設備購入に要する費用
	2 企業債償還金		804,875	
		1 企業債償還金	804,875	・企業債の元金償還金
	3 予備費		10,000	
1 予備費		10,000		